



シリーズ

知的財産って、なんだろう？

「知的財産」に関する指導プラン

1) 教科及び領域、対象学年：

- 「総合的な学習の時間」、小学校第5学年以上

2) 指導時数：

- 1時間＋発展課題

3) ねらい：

- 社会的な傾向として「特許」や「著作権」などが注目される中、誤った認識を持つケースが多発しており、正しい理解をふまえて、知的財産権に対する意識の向上を図る。

- 子ども達の創造性を高め、自らの発案・創作物が社会に貢献し自分の生活を向上させることにつながる意識の向上を図る。

4) 目標：

- 知的財産権（産業財産権・著作権など）の存在を知り、侵害しない意識と態度を育てる。
- 生徒自身もつ創作・発案に関する意欲を培い、お互いが作り出したものを認め合う意識を身に付ける。

5) 指導内容

※ **WS** = 記入例

導入

◎この（ポスターの）キャラクターを知っていますか？

WS ・知らない、何それ？、変なキャラクター、かわいい、等の反応

ワークシート（WS）配布

ポスター掲示

・“はっぴよん”が日本弁理士会のマスコットキャラクターであることを伝える。
 ・弁理士ならびに日本弁理士会について紹介、発明やアイデアを保護する活動を説明。
 （児童用解説）（詳細は教師用解説を参照）

展開

◎学校の中や、家での生活を便利にしている発明には、どんなものがあるだろう？

WS ・テレビ ・ラジオ ・CD ・コンピューター ・自動車、等

◎自分で生活に便利な物、生活を楽しむ物を作ったことはあるか？

WS ・おもちゃの改造 ・音楽 ・作文 ・クラスでの取り組み、等

参考：いずれも「頭で考えて創り出した物」（アイデア）である点に注目させる。

◎発明した人や、アイデアを考え出した人の権利を、保証しているのはなぜだろう？

WS ・発明するって大変なことだから ・他の人がまねしてしまうから ・発明はもうかるから、等

参考：産業の発展のためには、発明者の権利を守ることが必要（産業財産権等）。文化の発展のためには、著作権等の権利を守ることが必要（著作権法）。それらの総称を「知的財産」であることを指導し、守られるべき権利であることを強調。

まとめ

◎「知的財産」とは一体なんだろう？

知的財産は、人の知的な活動によって生み出されたアイデアや創造物全般である点に加え、お互いの創造物やアイデアを認め合い、尊重する意識を持つことから始まる。学校生活、日常生活の中でも同じケースがあることを指導。

6) 評価

- 生活を向上させようとする先人の努力を、発明の観点から知ることができたか。
- 知的財産権を保証することが、今後の産業や文化の発展にも必要であることを理解できたか。
- 生活を向上させようとする意欲が高まったか。

■ 指導案協力：大田区立松仙小学校教諭 新村 出 氏（大田区教育研究会小学校情報教育研究部副部長）